

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和3年12月

鹿 沼 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	11
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	15
	1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	15
	2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成経営体数の目標	15
	3 農用地の利用関係の改善に関する事項	16
	4 人・農地プランとの一体的な運用に関する基本的な事項	16
	5 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項	16
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	17
	1 利用権設定等促進事業に関する事項	17
	2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	23
	3 農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	25
	4 農農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	26
	5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	26
	6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	28
第6	その他	30
	附 則	30
	別 紙	31

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 鹿沼市(以下「市」という。)は、栃木県の中心部よりやや西南に位置し、恵まれた自然条件、大消費地に近いという有利な立地条件を生かして、良質米、園芸作物及び畜産を柱に多様な農業生産活動を展開している。

今後、有利な立地を生かしながら農業の収益力向上を一層推進するため、地域の営農形態に応じた合理的な土地利用方式、地域ぐるみの生産の組織化、地域農業の複合化を進めるとともに、高品質で生産性の高い農業の確立を図る。また、地域の特産物である園芸作物の生産拡大を図ることが出来る農業生産のシステムづくりを展開する。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 市の農業構造については、工業団地の造成等により都市化・工業化が進み恒常的勤務による安定兼業農家が増加し、後継者不足による土地利用型農業を中心とした農業の担い手不足が深刻化している。また、高齢者農家の増加、兼業農家の規模縮小等が進行している。そのようなことから、担い手へ農用地の集積をするため(公財)鹿沼市農業公社(以下、「公社」という)が中心となり農地の集積・集約化を推進している。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、後継者に継承されない等の農地の一部遊休農地化が近年増加傾向にあり、これを放置すれば周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

3 市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとするため、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

さらに、平成24年度から取り組みを開始し、令和2年度に実質化された人・農地プランに基づき、担い手への農地集積による土地利用型農業の体質強化を図るとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足等による農地の遊休化を防止する施策を講じ、農地の有効活用を目指していく。

具体的な経営の指標は、市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主とする農業者が、創意と工夫により、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人あたり580万円程度、一経営体の場合は、730万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

4 市は、将来の市の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件

を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るために講じる自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、上都賀農業協同組合(以下、「農協」という)、鹿沼市農業委員会(以下、「農業委員会」という)、公社、栃木県上都賀農業振興事務所(以下、「農業振興事務所」という)等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にする徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して農業経営相談所(農業経営法人化支援総合事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の第4に規定する農業経営相談所をいう。)その他の専門的な知識を有する者(以下、「専門家」という)の積極的な活用を促し、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、公社による農地の集積・集約化の促進、農業委員や農地利用最適化推進委員による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ、認定農業者の育成、女性の農業経営への参画、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度について普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行うとともに、広域営農法人等の活用も検討して地域の営農継続を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、公社は、地域の経営体と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

集約的な経営展開を助長するため、農業振興事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、生産技術の改善、新品種の導入及び優良種苗の大量増殖による高収益化や新規作目の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に

に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進、米麦大規模乾燥調整(貯蔵)施設、集出荷貯蔵施設、共同育苗施設等の整備及び大型機械化作業一貫体系の確立を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。なお近年、組織の高齢化が進み、オペレーターの確保が難しくなっていることから、連携・再編等を視野に入れた抜本的な対応策を講じるため、組織間の話し合いを推進する。

なお、地域における農業生産の中核となる担い手と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との役割分担を明確化することにより、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持を図り、相互にメリットを享受できるような地域農業のシステムづくりを、担い手のみならず、その他兼業農家にも理解と協力を求めて推進する。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の普及を積極的に図るとともに、経営の熟度に応じて法人化への誘導を図る。

農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 5 市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、先導的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を農業振興事務所の協力を受けつつ行う。

特に、農地を取得することにより規模拡大を図ろうとする土地利用型農家や施設の拡充を計画している畜産農家に対しては、適切な資金計画の下に施設等への投資を行っていくため、日本政策金融公庫宇都宮支店の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和2年度の青年新規就農者は12人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物であるいちご、にら、トマト、そばの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする

青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

栃木県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標300人を踏まえ、本市においては年間15人の当該青年等の確保を目標とする。特に、減少傾向にある女性農業者の確保・育成を促進する。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5組増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の3割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円程度)を目標とする。

(3)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については公社や農業委員会、農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業振興事務所、農協等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 麦 + 大豆	<作付面積等> 水稲 =10.0ha 麦= 8.0ha 大豆= 8.0ha <経営面積> 18.0ha	<主な資本装備> ・トラクター(50ps、70ps)各1台 ・田植機(6条植)1台 ・コンバイン(6条刈)1台 ・麦・大豆兼用シーダー1台 ・大豆コンバイン1台 ・乾燥調整はRC、CE利用 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする。 ・作業受託は田植、収穫の2作業以上 ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
いちご	<作付面積等> いちご =0.4ha <経営面積> 0.4ha	<主な資本装備> ・トラクター(30ps)1台 ・畝上げ機1台 ・土壌消毒機1台 ・保冷库 6.6m ² ・園芸用パイプハウス 4,000 m ² (自動換気・炭酸ガス発生装置、電照設備) ・夜冷施設、空中採苗施設一式 <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
にら	<p><作付面積等> にら=0.7ha (収穫面積)</p> <p><経営面積> 1.4ha (作付面積)</p>	<p><主な資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) 1台 ・半自動移植機 1台 ・にら袴取機 1台 ・にら結束機 1台 ・園芸用パイプハウス 14,000 m² <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
トマト	<p><作付面積等> トマト(冬春) =0.55ha</p> <p><経営面積> 0.55ha</p>	<p><主な資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) 1台 ・低コスト耐候性ハウス 5,500 m² <p>(灌水施設、電気施設)</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
果樹	<p><作付面積等> なし= 2.0ha りんご=0.8ha</p> <p><経営面積> 2.8ha</p>	<p><主な資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(35ps) 1台 ・スピードスプレーヤー 1台 ・ロータリーモア 1台 ・乗用草刈機 1台 ・堆肥盤 1基 ・予冷库 3.3m² ・果樹棚、多目的防災網・網棚、防霜ファン (なし)各 200a (りんご)各 80a <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老木樹の改植と早期成園化技術の導入 ・晩生品種の導入による昨期分散と生産性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 ・一部直売の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
こんにゃく	<作付面積等> こんにゃく =3.0ha <経営面積> 3.0ha	<主な資本装備> ・トラクター(30ps、50ps)各1台 ・管理機 1台 ・植付機(生子、種芋)各1台 ・堀取機 1台 ・ブームスプレーヤー 1台 ・種芋貯蔵庫 83m ²	・複式簿記及び 青色申告の実施	・家族経営協 定の実施、給 料制、休日制 の導入
鉢もの	<作付面積等> ハイランドジア =0.3ha シクラメン =0.3ha その他鉢もの =0.1ha <経営面積> 0.4ha	<主な資本装備> ・フロントローダー 1台 ・蒸気消毒機 1台 ・冷蔵庫 6.6m ² ・低コスト耐候性ハウス (保温カーテン1層・遮光カ ーテン1層、温室用ファン、 温室用ベンチ、温風暖房 機、環境制御装置) 4,000 m ² <その他> ・スマート農業技術の導入に による生産性向上	・複式簿記及び 青色申告の実 施	・家族経営協 定の実施、給 料制、休日制 の導入
スプレーぎく	<作付面積等> スプレーぎく =0.4ha <経営面積> 0.4ha	<主な資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・蒸気消毒器 1台 ・選花機 1台 ・冷蔵庫 6.6m ² ・栽培用低コスト耐候性ハウス (保温カーテン2層、シェード 1層、温室用ファン、自動薬 剤散布装置、温風暖房機) 4,000 m ² ・親株用低コスト耐候性ハウス 400 m ² <その他> ・スマート農業技術の導入に による生産性向上	・複式簿記及び 青色申告の実 施	・家族経営協 定の実施、給 料制、休日制 の導入 ・適切な労務 管理の実施

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
肉専用種 肥育	<経営規模> 肥育牛=80頭 出荷肉牛 =48頭	<主な資本装備> ・牛舎 800m ² ・トラクター(50ps) 1台 ・テッダーレーキ、ロールベラー等稲わら収集用機械一式 ・堆肥舎 300m ² <その他> ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲わらの確保	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
肉専用種 繁殖	<経営規模> 繁殖牛=35頭 出荷子牛 =30頭	<主な資本装備> ・牛舎 300m ² ・トラクター(50ps) 1台 ・フレールモア、テッダーレーキ、ロールベラー等飼料作物栽培機械一式 ・堆肥舎 100m ²	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
養豚	<経営規模> 繁殖豚=100頭 出荷肉豚 =2,200頭	<主な資本装備> ・種豚舎 600m ² ・子豚舎 150m ² ・分娩豚舎 340m ² ・肥育豚舎 1,000m ² ・トラクター(50ps) 1台 ・自動給餌器 1式 ・ふん尿処理施設 1基	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
養鶏	<経営規模> 採卵鶏 =12,000羽	<主な資本装備> ・成鶏舎 2,400m ² ・育雛舎 60m ² ・育雛機(千羽用) 1台 ・廃温場バタリー 1式 ・給餌機 1式 ・除糞機 1式 ・フォークリフト 1台 ・縦型堆肥化施設 1基 ・堆肥舎 1,000m ²	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
酪農	<飼養頭数等> 経産牛=50頭 育成牛=15頭 飼料作物 =10.0ha <経営規模> 経産牛=50頭	<主な資本装備> ・牛舎 4,400m ² ・パイプラインミルクカー 一式 ・バルククーラー 1台 ・トラクター(50ps、80ps)各1台 ・モアコンデショナー、ボトムプラウ、ブームスプレーヤー、ラッピングマシーン等自給飼料生産機械一式 ・堆肥舎 300m ² ・尿溜 1基 <その他> ・経営安定のために自給飼料を生産し、コスト削減のため自給飼料生産機械の共同利用を行う	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制ヘルパーの活用による休日制の導入
水稲 + 露地野菜	<作付面積等> 水稲=10.0ha 露地野菜 =4.0ha <経営面積> 14.0ha	<主な資本装備> ・トラクター(30ps、50ps)各1台 ・田植機(6条植) 1台 ・コンバイン(4条刈) 1台 ・乾燥調整はRC、CE 利用 ・露地野菜栽培用機械一式 <その他> ・スマート農業技術導入による生産性向上と機械化体系導入による労働時間短縮 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

(注)1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

なお、労働力構成が異なる場合は、その旨特記しておくことが適当である。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
水稻 + 麦 + 大豆 (主たる従事者3人)	<作付面積等> 水稻=35.0ha 麦= 15.0ha 大豆=15.0ha <経営面積> 50.0ha その他作業受託	<主な資本装備> ・トラクター(60ps) 3台 ・田植機(8条植) 3台 ・コンバイン(6条刈) 2台 ・ブームスプレーヤー 2台 ・フォークリフト 1台 ・乾燥調整は RC、CE 利用 ・麦・大豆兼用シーダー 2台 ・大豆用コンバイン 2台 ・色彩選別機 1台 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする。 ・作業受託は田植、収穫の2作業以上 ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

(注)1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業 経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
水 稲 + 麦 + 大豆	<作付面積等> 水稲=3.0ha 麦= 2.0ha 大豆=2.0ha <経営面積> 5.0ha	<主な資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(4条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・麦・大豆兼用シーダー 1台 ・大豆コンバイン 1台 ・乾燥調整は RC、CE 利用 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする。 ・作付の団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
いちご	<作付面積等> いちご =0.18ha <経営面積> 0.18ha	<主な資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・畝上げ機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・保冷库 3.3 m ² ・園芸用パイプハウス(1,800 m ²) (自動換気・炭酸ガス発生装置) ・育苗用パイプハウス 1棟 ・空中採苗施設一式 <その他> ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
にら	<作付面積等> にら=0.3ha (収穫面積) <経営面積> 0.6ha (作付面積)	<主な資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・半自動移植機 1台 ・にら袴取機 1台 ・にら結束機 1台 ・園芸用パイプハウス(6,000 m ²) ・育苗用パイプハウス 1棟 <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
トマト	<作付面積等> トマト(冬春) =0.2ha <経営面積> 0.2ha	<主な資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・連棟ハウス(2,000 m ²) (灌水施設、電気施設) <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
果樹	<作付面積等> なし= 1.0ha りんご =0.4ha <経営面積> 1.4ha	<主な資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・スピードスプレーヤー 1台 ・ロータリーモア 1台 ・乗用草刈機 1台 ・堆肥盤 1基 ・予冷库 3.3 m ² ・果樹棚、多目的防災網・網棚、防霜ファン (なし)各 100a (りんご)各 40a <その他> ・老木樹の改植と早期成園化技術の導入 ・晩生品種の導入による昨期分散と生産性の向上	・複式簿記及び青色申告の実施 ・一部直売の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
肉専用種繁殖	〈経営規模〉 繁殖牛＝15頭	〈主な資本装備〉 ・牛舎(200 m ²) ・トラクター(50ps) 1台 ・フレールモア、テッダーレーキ、ロールベラー等飼料作物栽培機械一式 ・堆肥舎 100 m ²	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
水稻＋露地野菜	〈作付面積等〉 水稻＝3.0ha 露地野菜＝1.0ha 〈経営面積〉 4.0ha	〈主な資本装備〉 ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(4条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・乾燥調整はRC、CE 利用 ・露地野菜栽培用機械一式 〈その他〉 ・スマート農業技術導入による生産性向上と機械化体系導入による労働時間短縮 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

(注)1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1人としている。

なお、労働力構成が異なる場合は、その旨特記しておくことが適当である。

2 営農類型は、類似のものへの適用を前提として、市内で現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう設けた。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
水稻 + 麦 + 大豆 (主たる従事者3人)	<作付面積等> 水稻=10.0ha 麦= 5.0ha 大豆= 5.0ha <経営面積> 15.0ha その他作業受託	<主な資本装備> ・トラクター(50ps) 1台 ・田植機(6条植) 1台 ・コンバイン(4条刈) 1台 ・ブームスプレーヤー 1台 ・フォークリフト 1台 ・乾燥調整は RC、CE 利用 ・麦大豆兼用シーダー 1台 ・大豆用コンバイン 1台 ・色彩選別機 1台 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする。 ・作業受託は田植、収穫の2作業以上 ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

(注)1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せ農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。

2 組織経営体においては、農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本としている。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標は、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標	備考
おおむね 50%～ 60%	

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の集約化に努めるものとする。

(注) 集積目標には、基幹的農作業(水稲については、耕起・代かき、田植、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫等)を3作業以上実施している農作業の受託面積を含む。

2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成経営体数の目標

営農類型	育成経営体数の目標	営農類型	育成経営体数の目標
〔個別経営体〕			
水稲+麦	20	スプレーぎく	20
いちご	150	肉専用種 (肥育、繁殖)	20
にら	100	酪農	40
トマト	50	水稲+露地野菜	20
果樹	20	その他	25
鉢もの	35		
〔組織経営体〕			
水稲+麦+大豆	12集団		

3 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市は、大規模農業法人や組織経営体、認定農業者を中心に一定程度の農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するための施策・事業の実施を図っていく。

(3) 関係団体等との連携体制

市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農協、土地改良区、公社、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

4 人・農地プランとの一体的な運用に関する基本的な事項

人・農地プランに位置付けられた、今後の地域の中心となる経営体(以下「中心経営体」という。)は、認定農業者を中心に選定することとする。

5 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、農業経営相談所その他専門家の積極的な活用を促し、経営改善計画の最終年における目標達成に向けて、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行うものとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、栃木県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に基づく農地中間管理事業との適切な役割分担を図りながら、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、a、d及びeに掲げる要件の全て)を備えること。
 - a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - d その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
 - e 所有権の移転を受ける場合は、上記aからdまでに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を

受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアのa及びbに掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、aに掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合には、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するよう

にするものとし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

ただし、利用権の設定を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持ち分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市及び農業委員会は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号経営局長通知)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 市及び農業委員会は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可しうる者であること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 市及び農業委員会は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 市及び農業委員会は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調った時は、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等、農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農協は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 市の全部又は一部をその事業実施区域とする公社は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6)農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②から④の規定による公社、農用地利用改善団体、農協又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとするものの農業経営の改善及び安定に資するようにするものとする。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかに

ついて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持ち分を含む。)その支払(持ち分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8)同意

市及び農業委員会は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限

る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9)公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を鹿沼市の掲示板への掲示により公告する。

(10)公告の効果

市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11)利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12)紛争の処理

市及び農業委員会は、利用権の設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13)農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(2～3集落)とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善団体の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付け地の集団化、その他農

業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5)農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号経営局長通知)様式第4号を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③の規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6)特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有農地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)について(5)の①の認定の申請があった場合において、特定農地利用規程の内容が

(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7)農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の①に規定する団体は、その実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地については、所有者(所有権以外の権限に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者)に対し、認定農業者等に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、その実施区域において農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8)農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業振興事務所、農業委員会、農協、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1)農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農協、公社その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置と連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への意向の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農協による農作業の受委託あっせん等

農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等で実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

市は鹿沼市いちご・にら新規就農者支援対策協議会(以下、「協議会」という。)の事務局を担い、鹿沼市いちご・にら新規就農者研修における受入環境の整備や、関係機関・団体との連絡調整に努める。

また、協議会では、いちご・にらの栽培体験研修も実施し、就農意欲を向上させる機会の提供も行う。

イ 就農希望者に対する情報提供

就農希望者に対して本市農業の魅力や、各研修制度の取組みを伝えていくため、様々なメディアを活用したPR活動を行い、若者に向けて積極的に情報発信する。

また、栃木県青年農業者等育成センターや農業振興事務所、農協などと連携しながら、

就農相談会に積極的に参加し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、移住に関する情報等)の提供を行う。

さらに、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

ウ 女性農業者の確保

市では女性農業者が主役となる、新たな作物の生産や販路の開拓等新たなアグリビジネスの創出を支援し、農業を職業として選択する女性を増やしていく。

エ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって地域サポート計画を策定し、農業振興事務所、農業委員、農業士、農協、公社等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導や情報提供を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しのお話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために鹿沼市新規就農者交流会への参加を促すとともに、鹿沼市認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、鹿沼商工会議所や鹿沼市直売所等連絡会議とも連携して、市内直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる地域サポート計画による支援に限らず、農協が運営する直売所等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者に対する経営開始時の国の支援策や、県の新規就農関連事業を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については栃木県青年農業者等育成センター、技術

や経営ノウハウについての習得については協議会や栃木県農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては農業振興事務所、市や農業士等、農地の確保については公社、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、圃場整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざすものが経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 市は、集落排水事業等の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

ウ 市は、人・農地プランの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻及び飼料作物等の推進による望ましい経営の育成を図ることとする。特に、油田機械利用組合が行っているような面的な広がりを実施する集団的土地利用を範としつつ、このような水田を活用した地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積及び連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 市は栃木県の区域(都市計画法(昭和四十四年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議の要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。)を除く)を事業実施区域として農地中間管理事業を行う公益財団法人栃木県農業振興公社との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

オ 市、農業委員会、農業公社、農協、土地改良区等は農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報の提供及び事業の協力をを行うものとする。

カ 市は、むらづくり事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

キ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2)推進体制等

① 事業推進体制等

市は、市の職員、農業委員会、県関係機関の職員、農協、土地改良区その他の関係団体の役職員、代表者をもって構成する望ましい農業構造を推進する協議会等において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。望ましい農業構造を推進する協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農協及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年2月4日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月3日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和3年12月22日から施行する。

別紙1（第4の1(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同法に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

・対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合。

……法第18条第3項第2号イに掲げる事項

・対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合。

……その土地を効率的に利用できると認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合をのぞく。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

・対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合。

……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

・対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合。

……その土地を効率的に利用できると認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

・対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2(第4の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。)の設定または移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年又は6年(農業者年金制度期満の場合には10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年又は6年とすることが相当でないことを認められる場合には、3年又は6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定又は移転される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の賃借額を基準として算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のものとする場合は、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のものとして定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、貸貸人の指定する農協等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のものとする場合は、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合はその他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

	(平成13年3月1日付12経 営第1153号農林水産事務 次官通知)第6に留意しつ 定めるものとする。		
--	--	--	--

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1.混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2.農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3.開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②損益の算定基準	③損益の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2.1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農協等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>